

## 役員等報酬規程

### 第1条（目的）

この規程は、社会福祉法人「有田ひまわり福祉会」（以下「当法人」という）定款第8条および第22条の規程等に基づき、役員（監事及び理事）、評議員、及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

### 第2条（役員等報酬）

役員等が理事会、評議員会、評議員選任・解任委員会、監事監査、および当法人が招集するその他の会議に出席した場合には、報酬として一人当たり月額3,000円を支給する。この支給は、役員等が当該会議又は監事監査に出席の都度、現金で行う。

2 理事長の役員報酬は月額7万円とし、毎月21日に振込にて支払う。但し、前項及び第3項の月額3,000円の支給は行わない。

3 第1項の規定の会議の他に、当法人及び施設のために、役員等が出勤又は出張した場合には、月額3,000円を報酬として支給する。

4 第1項及び第3項の規定にもかかわらず、当法人の職員を兼務し、職員給与の支給を受けている役員等については、理事会・評議員会・その他の会議への出席は無報酬とし、月額3,000円の支給は行わない。

5 当法人の職員を兼務しているか否かを問わず、全ての役員等に対して、会社役員責任賠償保険を付保する。保険料は役員等に対する報酬として、当法人が負担する。

6 役員等にあっても勤務実績がない役員等に対しては、賞与及び退職手当を支給しない。

7 役員等に対して、本条に定める報酬の他に、費用を弁償する。出張時に要する交通費、宿泊費等の費用については、当法人の職員に対する旅費規程の定めに従って弁償する。

### 第3条（公表）

当法人は、この規定をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

### 第4条（改廃）

この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

### 第5条（補則）

この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年 3月21日より施行する。

この規定は、令和 4年 4月 1日に遡及して一部を改定し、施行する。